

広島県が発注する営繕工事に係る入札・契約制度の改正について

平成26年6月

広島県土木局営繕課

○ 測量・建設コンサルタント等業務に係る低入札価格調査制度等の改正

最低制限価格制度が廃止され、全ての業務で低入札価格調査制度が適用されます。

低価格入札により落札した業務においては、当該業務における管理技術者は、契約金額の多寡によらず、専任が必要となりますのでご注意ください。

測量・建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度事務取扱要綱抜粋
(低価格入札者と契約する場合の措置)

第10条 低価格入札者を落札者として委託契約を締結する場合は、次の各号に掲げる措置を行う。

(2) 管理技術者は、専任で配置しなければならないこととする。ただし、当該業務が複数の業務部門に該当し、管理技術者を複数配置する場合は、設計図書で示す主たる業務部門の管理技術者が専任すればよいこととする。

また、資料等提出後の管理技術者の変更は、真にやむをえない場合を除き、認めない。

なお、指名通知日以降に雇用した者の配置は認めない。

※低入札価格調査制度の改正により、調査基準価格は**予定価格の概ね90%**となっております。

○ 測量・建設コンサルタント等業務における業務費内訳書及び履行体制事前提出方式の導入

下表のとおり業務費内訳書の入札時における提出が必要となります。記入要領は別添のとおりです。

予定価格	提出対象	記載内容	調査内容
5千万円以上	全者	・業務費の内訳 ・再委託先及び見積額 ・労務賃金	・入札時の確認 ・履行中及び完成後調査
5千万円未満 1千万円以上	全者	・業務費の内訳 ・再委託先及び見積額	・入札時の確認
	予定価格の概ね90%未満	・労務賃金	・入札時の確認 ・履行中及び完成後調査
1千万円未満	全者	・業務費の内訳	・入札時の確認
	予定価格の概ね90%未満	・再委託先及び見積額 ・労務賃金	・入札時の確認 ・完成後調査

○ 測量・建設コンサルタント等業務に係る管理技術者の兼務制限緩和

下表のとおり、建築士法で規定する一級建築士が管理技術者となる場合は、専任が不要となります。

契約金額	変更前		変更後	
	専任	兼務制限	専任	兼務制限
2,500万円以上	必要	—	不要	当該業務の外に10件(500万円以上)以上又は、業務分野別金額総額が4億円を超える業務を兼務しないこと
500万円以上 2,500万円未満	不要	当該業務の外に5件以上(500万円以上2,500万円未満の業務)兼務しないこと		

※管理技術者の兼務制限の緩和は、低価格入札により落札した業務においては適用しない。